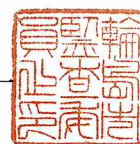


輪島市監査公表第35号

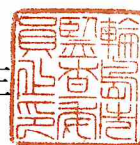
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月18日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和2年1月21日（火） 教育委員会生涯学習課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年11月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 「親子の約束」標語コンクールや「わじまっこ★おてっだいきっぷ」の配布を行っているが、内容及び成果の検証評価を行い、児童生徒と保護者にとって有用な事業であるかを精査していただきたい。

- 体育施設行政財産使用料に前年度収入未済が発生しているが、使用料は、使用の許可後速やかに納入されるよう対応していただきたい。

- 工事費の支払において一部遅延がある。工事の竣工後は速やかに事務処理し支払が円滑に行われるよう努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。